

## 東北観光アドバイザー会議設置要綱

復本第1681号  
平成27年12月9日

## (趣旨)

第1条 本要綱は、東日本大震災の発災から5年近くが経過し、復興の新たなステージを迎えつつある東北で、産業・生業の再生に向け観光復興を推進するため、有識者の意見を聞くことを目的として設置する「東北観光アドバイザー会議」(以下「会議」という。)の事務、委員、庶務等について必要な事項を定めるものである。

## (会議の事務)

第2条 会議は、復興大臣の委任に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 東北の観光の活性化に向けて、東北の観光が抱える課題、東北の観光産業を活性化させる施策の内容等について、検討を行い、復興庁に対し報告すること。
- (2) その他東北の観光振興に関する内容等について検討を行い、復興庁に対し報告すること。

## (会議の組織等)

第3条 会議は、観光分野に関する学識経験等を有するもののうちから、復興大臣が委嘱する。

- 2 会議は、委員9名以内で組織する。
- 3 委員の任期は、会議の設置の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会議に座長を置き、委員のうちから、復興大臣が指名する。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

## (会議の成立)

第4条 会議は委員の過半数をもって成立する。

## (服務)

第5条 委員は第2条に規定する事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、復興庁において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。